

平成26年10月31日(金)

トマト・スーパー住宅ローン(借換え専用)

金利引き下げキャンペーンの実施について

- 平成26年11月4日(火)から、トマト・スーパー住宅ローン(借換え専用)金利引き下げキャンペーンを実施します。
- 市場金利の低下などにより、当初10年固定ローンの利率を前回のキャンペーンよりさらに引き下げます。

株式会社トマト銀行(取締役社長 高木 晶悟)は、平成26年11月4日(火)より、トマト・スーパー住宅ローン(借換え専用)金利引き下げキャンペーンを実施いたしますので、お知らせいたします。

トマト・スーパー住宅ローン(借換え専用)は、他の金融機関の住宅ローンを当社へ借換えいただくお客さまを対象にしたもので、9月末まで同様のキャンペーンを実施しましたが、最近の市場金利の低下などにより、前回のキャンペーンよりさらに金利を0.05%引き下げいたします。

記

1 対象商品: トマト・スーパー住宅ローン(借換え専用)(当初10年固定限定)

2 キャンペーン内容

(1) 実施期間: 平成26年11月4日(火)～平成27年3月31日(火)

※キャンペーン期間に融資実行された方が対象となります。

(2) ご融資利率の例(平成26年11月度適用金利)

死亡・高度障害＋失業費用保険 (満20歳以上満51歳未満の方) 保証料一括払方式	10年 固定	年1.20%	店頭表示金利 年▲2.20%
ガン保障特約付団信 (満20歳以上満46歳未満の方) 保証料一括払方式	10年 固定	年1.25%	店頭表示金利 年▲2.15%

(3) 金利引き下げの対象となる条件

- ① トマト・MOTTOカード(クレジットカード一体型キャッシュカード)およびトマトMOTTOカードローンにご加入の方(またはご加入いただける方)
- ② 団体信用生命保険にご加入いただける方

※上記①、②を満たす方で、かつ下記③～⑤のうち1項目以上を満たす方が対象となります。

- ③ 公共料金(電気、電話、水道、ガス、NHK、税金)3項目以上の口座引落をセットいただける方
- ④ トマト・スマイルプログラム150ポイント(ステージ2 シルバー)以上の方(本ローンご利用前)
- ⑤ 当社で給与振込をお受け取りの方(もしくは当社への給与振込を確約いただける方)

※事業主さまとの振込契約の内容・振込形態などにより、給与振込とならない場合があります。

(4) その他

詳しい内容につきましては、お気軽に営業店窓口または住宅ローンセンターにお問い合わせください。

以上

本件に関するお問い合わせ先
報道関係のお問い合わせ先

営業企画部 中崎
経営企画部(広報担当) 藤岡・俣野

TEL 086-221-1019
TEL 086-221-1057

トマト・スーパー住宅ローン【借り換え専用】

(固定・変動選択型 全期間固定型)

項 目	内 容
名 称	トマト・スーパー住宅ローン【借り換え専用】
ご利用いただける方	1. お申込み時の年齢が満 20 歳以上満 70 歳以下の方で完済時満 82 歳未満の方 2. 給与所得者および次の個人事業者の方 医師・弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・土地家屋調査士社会保険労務士の方 3. 前年度年収 200 万円以上で、安定した収入が継続して得られる方 4. 勤務または営業年数が 1 年以上ある方 5. 勤務地・居住地・担保物件所在地のいずれかが取扱店の営業区域内にある方 6. 団体信用生命保険に加入できる方 7. 過去にカード事故、ローン延滞、租税公課の滞納等がない方 8. 中国総合信用(株)の保証が受けられる方 9. 過去 2 年以上の返済実績があり、かつ直近 1 年間正常返済されている方。
お 使 い み ち	1. 既存住宅ローンの借り換え資金 2. 増改築改装資金・太陽光発電システム資金・太陽光発電システムの借入金（上記住宅ローンの借り換え資金と同時申込みの場合のみ利用できます。単独では利用できません） 3. 上記に伴う諸費用（登記費用・取扱手数料・保証料・火災保険料のみ）が対象となります。 ※ご本人またはご家族が居住していることとします。
ご 利 用 限 度 額	50 万円以上 5,000 万円以内（10 万円単位） 「中国総合信用(株)の担保評価額+2000 万円以内」 詳しくは窓口にお問い合わせください。
ご 利 用 期 間	1 年以上 35 年以内（1 年単位） ただし、既存の住宅ローンの残期間×1.3 倍の範囲内（勤務年数 3 年未満、または前年度年収 300 万円未満の場合は既存の住宅ローンの残期間以内）で当初より 35 年以内とします。
融 資 利 率	お申込み時に変動金利制、固定金利制のいずれかをお選びいただきます。 〔変動金利制〕 最優遇金利連動型…当社で定める住宅ローン最優遇金利を基準とします。

融 資 利 率	＊ 金利の見直しは毎年 2 回、4 月 1 日・10 月 1 日を利率変更基準日とし基準利率の変動幅分利率を見直し利率変更基準日以降最初に到来する 6 月または 12 月の約定返済日の翌日を新利率適用開始日として、次回約定返済分から新利率でご返済を開始いたします。 ＊ 変動金利から固定金利への変更はいつでも可能です。 〔固定金利制〕 ・ 3 年・5 年・10 年のいずれかお選びいただきます。 ・ 固定金利期間終了後はお客様の申し出により、固定金利または変動金利をご選択いただけます。 ・ 固定金利期間終了後、再度固定金利をお選びの場合は金利見直し日時点での当社所定の利率を適用させていただきます。 ・ 固定金利期間終了後、変動金利をお選びの場合は上記の変動金利型住宅ローンと同様のお取扱いとなります。 ・ 固定金利期間終了の 10 営業日前までに、金利選択の申し出をいただかなかった場合は、自動的に変動金利とさせていただきます。 (変動金利への変更手数料は無料) ※ 固定金利選択中に変動金利への変更はできません。 〔全期間固定金利制〕 ・ 実行当初の金利が最終返済期日まで変わりません。
ご 返 済 方 法	1. 毎月元利均等返済 2. 毎月元利均等返済に、ボーナス時増額返済(年 2 回、6 か月毎)を併用することもできます。(ボーナス時増額返済分は最高ご利用金額の 50%まで組み入れできます。 ※ 自営業者およびボーナス受給のない会社役員の方は、ボーナス時増額返済併用はできません。 〔変動金利制〕の場合 ※ 利率は年 2 回見直しいたしますが、毎月のご返済額は 5 年間変わりません。(利率の変動があった場合は、ご返済額の中で元金と利息分の割合を調整します。) ※ 5 年毎に前回ご返済額の 1.25 倍を限度として、新しく毎月のご返済額を決定します。

担 保 ・ 保 証 人	・ 中国総合信用(株)が、ご融資対象不動産に第 1 順位の抵当権を設定させていただきます。（担保設定および火災保険手続きに必要な費用は別途ご負担いただきます） ・ 中国総合信用(株)の保証制度をご利用いただきますので、原則保証人は不要ですが、案件によってはお願いすることがあります。（保証料、保証事務手数料は別途ご負担いただきます）			
生 命 保 険	・ ご融資の際、当社が契約している保険会社の団体信用生命保険に加入していただきます。（保険料は当社が負担します） ・ 死亡高度障害＋失業信用費用保険、ガン保障特約付の団体信用生命保険または 3 大疾病＋5 つの重度慢性疾患＋ガン診断一時金（配偶者・女性用）保障付の団体信用生命保険を選択する場合は、借入時の年齢が満 20 歳以上 51 歳未満、完済時満 80 歳未満の方を対象とさせていただきます。			
必 要 書 類	・ 年収証明書（住民税決定証明書、市県民税特別徴収税額通知書等） ・ 印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの） ・ 住民票（同居家族全員の記載のあるもの） ・ 担保関係書類 ・ その他、必要書類については窓口にお尋ねください。			
手 数 料 （ 税 別 ）	お借入時に中国総合信用(株)にお支払いいただく手数料 保証事務手数料		50,000 円	
	固 全 定 期 変 間 動 固 選 定 利 金 折 利 型 型	一括返済・一部繰り上げ返済・固定期間変更手数料（固定金利期間中）		
		繰り上げ返済金額	100 万円未満	5,000 円
			100 万円以上～300 万円未満	20,000 円
			300 万円以上～500 万円未満	30,000 円
			500 万円以上 1,000 万円未満	40,000 円
			1,000 万円以上	50,000 円
		固定金利選択手数料		10,000 円
		利率変更・返済方法変更手数料		10,000 円
	変動金利型	一括返済・一部繰り上げ返済・返済方法変更手数料・利率変更		10,000 円
保 証 料	所定の保証料率による保証料が必要となります。 （例）借入期間 20 年で 1,000 万円借りた場合は保証料 156,354 円 ただし、保証料は保証会社の審査により異なります。			
そ の 他	ご返済額（試算）および金利については、窓口にお問合せください。			

当社が契約している 指 定 紛 争 解 決 機 関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
------------------------------	---

※お申し込みにあたっては、当社および保証会社の審査があります。審査の結果によってはお断り
 する場合もありますのでご了承ください。 (平成 25 年 12 月 24 日現在適用中)